

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

令和五年九月五日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和四年八月二十五日奈良県指令高土第三四―四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年八月二十一日高土第一〇四二号

公共施設に関する工事の検査済証 令和五年八月二十一日高土第四四六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市北今市七丁目三六四番一、三六四番五、三六四番六、三六四番七及び三六四

番八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市逢坂七丁目一一一番地の六

株式会社大和ハウジング 代表取締役 山中伸晃

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市北今市七丁目三六四番一

下水道 香芝市北今市七丁目三六四番一の一部